

【文 教 科 学 委 員 会】

(1) 審 議 概 観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願25種類96件のうち、1種類1件を採択した。

文教科学

〔法律案の審査〕

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案は、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を、その性質にかんがみ、国庫負担の対象外としようとするものである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、本法律案の提出に至る経緯、義務教育に対する国の責務、一般財源に伴う財源措置等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、東京商船大学と東京水産大学とを統合して東京海洋大学を新設し、神戸商船大学を神戸大学に統合する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国立大学の再編・統合のもたらす効果、単科大学の再編・統合の方針等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって可決された。

参議院先議として提出された独立行政法人日本学生支援機構法案は、日本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援機構を設立するとともに、奨学事業及び留学生交流推進事業を同機構に行わせる等の措置を講じようとするものである。同じく参議院先議とされた独立行政法人海洋研究開発機構法案は、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合した独立行政法人海洋研究開発機構を設立しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、独立行政法人海洋研究開発機構における船舶の運用等の業務の概要、新たな奨学金の返還免除制度の内容、高校奨学金の地方移管後の財源措置、保証機関が行う事業の概要、留学生に対する支援施策の一層の充実の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、独立行政法人日本学生支援機構法案に対しては8項目、独立行政法人海洋研究開発機構法案に対しては、5項目の附帯決議がそれぞれ付された。

参議院先議として提出された著作権法の一部を改正する法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、映画の著作物の著作権の存続期間を公表後50年から公表後70年に延長するとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作物等の公正な利用を図るため、いわゆる拡大教科書の作成や遠隔授業等をより円滑に行えるようにするための措置等を講じようとするものである。

委員会においては、著作権教育の充実、拡大教科書の作成・使用に係る支援等について

質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

国立大学法人法案は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を設立するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものである。**独立行政法人国立高等専門学校機構法案**は、国立高等専門学校を設置する独立行政法人を設立しようとするものである。**独立行政法人大学評価・学位授与機構法案**、**独立行政法人国立大学財務・経営センター法案**及び**独立行政法人メディア教育開発センター法案**は、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター及びメディア教育開発センターをそれぞれ独立行政法人化しようとするものである。また、**国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、国立学校設置法及び国立学校特別会計法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行おうとするものである。

これらの6法律案については、本会議において一括して議題とされ、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、6法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、国立大学法人と独立行政法人の相違点、中期目標への大学の意向の反映方法、業績評価における公正性・透明性の確保、学長等役員の人選の在り方、法人化後の授業料、法人化に伴う準備行為の在り方等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、国立大学法人法案に対し、民主党・新緑風会を代表して佐藤理事より、中期目標は国立大学法人等が作成し、文部科学大臣への届出とすること等を内容とする修正案が提出され、これに対し質疑が行われた。

6法律案及び修正案を一括して討論を行った後、順次採決の結果、国立大学法人法案に対する修正案は、賛成少数をもって否決され、6法律案は、いずれも多数をもって、原案どおり可決された。なお、6法律案に対して、23項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第155回国会閉会後の平成15年1月14日から15日までの2日間、地方における初等中等教育、高等教育及び科学技術等に関する実情を調査するため愛知県及び岐阜県に委員派遣を行い、3月18日、派遣委員から報告を聴取した。また同日、遠山文部科学大臣より文教科学行政の基本施策に関して所信を、河村文部科学副大臣より平成15年度文部科学省関係予算に関して説明を聴取した。

3月20日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、民間人校長の登用、構造改革特区における学校経営、我が国の教育力の改善、外国人学校卒業者の大学入学、教育基本法に関する中教審答申、文部科学省の責務と位置付け等の問題が取り上げられた。

3月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、日本学術会議関係予算に関して、若松総務副大臣より説明を聴取するとともに、学校教育におけるイラクに対する武力行使についての説明の在り方、不登校児童生徒への精神的サポート、小中学校におけるボランティア活動の扱い、学校評議員制度の在り方、育英奨学制度の見直し、英語教育の改善、学校教育への株式会社の参入、特色ある大学教育支援プログラムの選定方法、我が国の宇宙開発の方向性、メタンハイドレート等海洋資源開発への取組、高等学校中途退学問題への対応、学校施設

の耐震化、キャリア教育の推進、公立夜間中学校の整備、聴覚障害児に対する文科省の対応、地方分権改革推進会議等における教育に関する議論の在り方、義務教育費国庫負担制度の見直しの経緯等について質疑を行った。

7月22日、東京農工大学及び愛光女子学園を視察した。

7月24日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、ゆとり教育の成果及び反省点、児童虐待問題への学校の取組、広島県尾道市の教育行政、義務教育費国庫負担制度の堅持等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成15年3月18日（火）（第1回）

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成15年度文部科学省関係予算に関する件について河村文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年3月25日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月26日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（日本学術会議））について若松総務副大臣から説明を聴いた後、
（総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年3月27日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第39号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

なお、附帯決議を行った。

○平成15年4月1日（火）（第6回）

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月15日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第40号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

○平成15年4月17日（木）（第8回）

- 独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）
独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）
以上両案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月22日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）
独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）
以上両案について遠山文部科学大臣、渡海文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月8日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）
独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）
以上両案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年5月13日（火）（第11回）

- 独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）
独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）
以上両案について参考人新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議座長・早稲田大学学事顧問奥島孝康君、日本育英会評議員・法政大学総長清成忠男君及び全国都道府県教育長協議会会長・東京都教育委員会教育長横山洋吉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月15日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）
独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）
以上両案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（閣法第93号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部
反対会派 共産、国連の一部

(閣法第94号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部

反対会派 共産、国連の一部

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年5月20日(火)(第13回)

- 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第118号)について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月22日(木)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第118号)について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第118号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年5月27日(火)(第15回)

- 国立大学法人法案(閣法第56号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立高等専門学校機構法案(閣法第57号)(衆議院送付)
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法案(閣法第58号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立大学財務・経営センター法案(閣法第59号)(衆議院送付)
- 独立行政法人メディア教育開発センター法案(閣法第60号)(衆議院送付)
- 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)

以上6案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月29日(木)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立大学法人法案(閣法第56号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立高等専門学校機構法案(閣法第57号)(衆議院送付)
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法案(閣法第58号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立大学財務・経営センター法案(閣法第59号)(衆議院送付)
- 独立行政法人メディア教育開発センター法案(閣法第60号)(衆議院送付)
- 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)

以上6案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月3日(火)(第17回)

- 国立大学法人法案(閣法第56号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立高等専門学校機構法案(閣法第57号)(衆議院送付)
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法案(閣法第58号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立大学財務・経営センター法案(閣法第59号)(衆議院送付)

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上6案について参考人東京大学総長佐々木毅君、大阪大学社会経済研究所教授小野善康君、お茶の水女子大学長本田和子君、東京大学社会科学研究所教授田端博邦君、名古屋大学総長松尾稔君及び元大阪大学事務局長・住友生命保険相互会社顧問糟谷正彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月5日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上6案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月10日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上6案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月26日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上6案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

疑を行った。

○平成15年7月1日（火）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上6案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月8日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上6案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第56号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

（閣法第57号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

（閣法第58号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

（閣法第59号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

（閣法第60号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

（閣法第61号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

なお、6案について附帯決議を行った。

○平成15年7月24日（木）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ゆとり教育の成果及び反省点に関する件、児童虐待問題への学校の取組に関する件、広島県尾道市の教育行政に関する件、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件等について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 請願第402号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第142号外94件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する 法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費の性質にかんがみ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

2 公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

3 施行期日等

(1) この法律は、平成15年4月1日から施行すること。

(2) この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成15年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成14年度以前の年度に係る経費につき平成15年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。

4 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

【附帯決議】

政府は、義務教育の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 義務教育は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、今後とも、国の責任において、その水準の維持向上を図るとともに、教育の機会均等を損なうことのないようにすること。

2 義務教育について国はその責任を適切に果たすため、地方の自主性の拡大という視点に配慮しつつ、義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方の財政運営に支障を生じることのないよう適切な措置を講ずること。

3 本法律案に係る地方への財源措置は、平成15年度の暫定措置となっているが、次年度以降も地方財政を圧迫しないように適切な措置を講ずるよう配慮すること。

4 学校栄養職員、事務職員の学校教育において果たす役割の重要性にかんがみ、これらの職員に係る経費についても国庫負担の仕組みを堅持すること。

5 未来への先行投資としての教育の性格にかんがみ、教育予算の充実、確保に努めること。

右決議する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 東京商船大学と東京水産大学、福井大学と福井医科大学、島根大学と島根医科大学、香川大学と香川医科大学、高知大学と高知医科大学、佐賀大学と佐賀医科大学、大分大学と大分医科大学、宮崎大学と宮崎医科大学とを統合し、それぞれ新しい大学を設置するとともに、神戸商船大学を神戸大学に、九州芸術工科大学を九州大学に統合すること。
- 2 北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を廃止すること。
- 3 この法律中東京商船大学と東京水産大学との統合による東京海洋大学の新設等及び神戸商船大学の神戸大学への統合等に関する規定は平成15年10月1日から、北海道大学医療技術短期大学部等の廃止に関する規定は平成19年4月1日から施行すること。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。

国立大学法人法案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、大学改革の一環として、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を設立するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 教育研究の特性への配慮

国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならないものとする。

2 法人格

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、法人とすること。

3 国立大学法人評価委員会

(1) 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置くものとする。

(2) 評価委員会は、国立大学法人等の業務の実績に関する評価等の事務をつかさどるものとする。

4 国立大学法人

(1) 役員

① 各国立大学法人に、役員として、学長1人、監事2人を置くとともに、それぞれ定数以内の理事を置くものとする。

② 学長は、学校教育法第58条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理するものとする。

③ 学長は、中期計画や予算の作成等について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（役員会）の議を経なければならないものとする。

④ 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行うものとする。

こと。

(2) 経営協議会

国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置くものとする。

(3) 教育研究評議会

国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置くものとする。

(4) 業務の範囲等

① 国立大学法人の行う業務の範囲を定めること。

② 国立大学及びその附属学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。

5 大学共同利用機関法人の組織及び業務等について所要の規定を設けること。

6 中期目標

(1) 文部科学大臣は、6年間に於いて国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すと同時に、公表しなければならないものとする。

(2) 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

7 中期計画

(1) 国立大学法人等は、6(1)の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

(2) 文部科学大臣は、(1)の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

8 国立大学法人等の積立金の処分、長期借入金及び債券の発行について所要の規定を設けること。

9 国立大学法人等について、評価に関する規定、財務及び会計に関する規定その他独立行政法人通則法の規定を準用すること。

10 この法律は、平成15年10月1日から施行するものとする。

11 国立大学法人等は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定の施行の時（平成16年4月1日）に成立するものとする。

【国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。
- 2 国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。
- 3 役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。
- 4 学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。
- 5 中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。
- 6 法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。
- 7 国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。
- 8 国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第3条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。
- 9 国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。
- 10 独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。
- 11 独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第3条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。
- 12 運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、

- 公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。
- 13 学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。
 - 14 国立大学附置研究所については、大学の基本的組織の1つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。全国共同利用の附置研究所についてもその特性を生かすこと。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。
 - 15 法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に違法状態の生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。
 - 16 国立大学法人への移行について、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。
 - 17 学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。
 - 18 国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。
 - 19 国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。
 - 20 職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分保障に十分留意すること。
 - 21 法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体等と十分協議が行われるよう配慮すること。
 - 22 公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。
 - 23 高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

右決議する。

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人国立高等専門学校機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とすること。

2 役員及び職員

- (1) 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、役員として、理事6人以内を置くことができるものとする。
- (2) 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。
- (3) 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

3 業務の範囲等

- (1) 機構は、1の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。
 - ① 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。
 - ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。
 - ③ 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - ⑤ ①から④までの業務に附帯する業務を行うこと。
- (2) 国立高等専門学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。

4 附則

- (1) この法律は、平成15年10月1日から施行するものとする。
- (2) 機構は、独立行政法人通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定の施行の時（平成16年4月1日）に成立するものとする。
- (3) 現在の国立高等専門学校に関する経過措置
現在の国立高等専門学校は、機構の成立の時にあって、それぞれ機構が設置する国立高等専門学校となるものとする。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とすること。

2 役員及び職員

- (1) 機構に、役員として、その長である機構長及び監事2人を置くとともに、役員として、理事2人以内を置くことができるものとする。
- (2) 機構長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。
- (3) 文部科学大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第20条第1項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、3(1)の評議員会の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

3 評議員会

(1) 評議員会

機構に、評議員会を置くものとする。評議員会は、20人以内の評議員で組織するものとし、機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議し、2(3)の機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、機構の業務運営につき、機構長に対して意見を述べるができるものとする。

(2) 評議員

評議員は、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命するものとし、その任期は、2年とする。通則法第21条第1項ただし書及び第2項並びに第23条第2項の規定は、評議員について準用すること。

4 業務の範囲等

- (1) 機構は、1の機構の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- ① 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- ② 学校教育法の規定により、学位を授与すること。
- ③ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与

を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

④ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

⑤ ①から④までの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 機構は、国立大学法人法の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から(1)①の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

(3) (1)①の評価の実施の手続その他評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。

5 附則

(1) この法律は、平成15年10月1日から施行するものとする。

(2) 機構は、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定の施行の時（平成16年4月1日）に成立するものとする。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人国立大学財務・経営センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 センターの目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学等」という。）における教育研究の振興に資することを目的とする。

2 役員

(1) センターに、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、役員として、理事1人を置くことができるものとする。

(2) 役員の任期は、3年とする。

(3) 文部科学大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第20条第1項の規定により理事長を任命しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、国立大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴くものとする。

3 業務の範囲

センターは、1の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- (1) 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- (3) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。
- (4) 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るものの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。
- (5) 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- (7) (1)から(6)までの業務に附帯する業務を行うこと。

4 附則

- (1) この法律は、平成15年10月1日から施行するものとする。
- (2) センターは、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定の施行の時（平成16年4月1日）に成立するものとする。

(3) 権利義務の承継等

センターの成立の際、センターの業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち、次に掲げるものその他政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継するとともに、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計に相当する金額は、政府から出資されたものとする。

- ① 廃止前の国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産に係るもの
- ② 廃止前の国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債に係るもの

(4) センターの業務に関する特例

センターは、当分の間、3の業務のほか、次の業務を行うものとする。

- ① 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、(3)②の規定により承継される債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（②において「承継債務償還」という。）を行うこと。
- ② 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるために(3)①の規定により承継される財産の管理及び処分を行うこと。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人メディア教育開発センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 センターの目的

独立行政法人メディア教育開発センター（以下「センター」という。）は、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）における多様なメディア（放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発並びにその成果の普及等を行うことにより、大学等における教育の発展に資することを目的とすること。

2 役員及び職員

- (1) センターに、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、役員として、理事2人以内を置くことができるものとする。
- (2) 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。
- (3) 文部科学大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第20条第1項の規定により理事長を任命しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、大学等の教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴くものとする。
- (4) センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

3 業務の範囲

センターは、1の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- (1) 大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行うこと。
- (2) (1)の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (3) 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- (4) (1)から(3)までの業務に附帯する業務を行うこと。

4 放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との連携協力

センターは、3の(1)及び(2)の業務を円滑に遂行するため、放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との緊密な連携協力に努めなければならないものとする。

5 附則

- (1) この法律は、平成15年10月1日から施行するものとする。
- (2) センターは、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定の施行の時（平成16年4月1日）に成立するものとする。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、国立大学法人法、独立行政法人国立高等専門学校機構法、独立行政法人大学評価・学位授与機構法、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）及び国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）を廃止すること。
- 2 国立大学法人法等の施行に伴い、学校教育法外47の関係法律について、所要の改正を行うこと。
- 3 本法の施行期日及び本法の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、公益法人に対する行政の関与の在り方についての改革を行うため、留学生交流の推進を図るための事業を機構に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とすること。

2 役員

機構の役員の人数、職務及び権限並びに任期等について所要の規定を設けること。

3 業務

- (1) 機構は、1の目的を達成するため、次の業務を行うとともに、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、③の施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとする。
 - ① 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。
 - ② 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。
 - ③ 外国人留学生の寄宿舍その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。
 - ④ 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。
 - ⑤ 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
 - ⑥ 外国人留学生の寄宿舍を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
 - ⑦ 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。
 - ⑧ 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
 - ⑨ 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
 - ⑩ ①から⑨までの業務に附帯する業務を行うこと。
- (2) 学資の貸与及び返還の条件等について、所要の規定を設けること。

4 財務及び会計

- (1) 機構は、3の(1)の①の学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるものとするとともに、長期借入金及び日本学生支援債券に関する所要の規定を設けるものとする。
- (2) 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、3の(1)の①の学資の貸与に係る業務（無利息の学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができるものとする。
- (3) 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、3の(1)の①の学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるものとする。

5 その他

- (1) 機構に係る独立行政法人通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。
- (2) この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、この法律の一部の規定については、平成16年4月1日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
 - 2 独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学事業について、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、無利子奨学金を基本としつつ、奨学事業全体の一層の拡充に努めること。
 - 3 在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる大学院生に対する奨学金の返還免除については、対象となる学生の選考基準を明確にするとともに、学生の選考に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。
 - 4 機関保証制度の運用に当たっては、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること。
 - 5 返還金の回収については、返還金が奨学事業の主な原資となっていることにかんがみ、積極的な広報活動等による回収率の向上に努めること。
 - 6 高校奨学金の地方移管に当たっては、奨学事業の縮小を招かないよう、適切な財源措置を行うとともに、その事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。
 - 7 留学生を対象とする奨学金の拡充や宿舍の確保等学習環境の整備充実に努めること。
 - 8 独立行政法人日本学生支援機構への移行等に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。
- 右決議する。

独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合した独立行政法人海洋研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）とすること。

2 機構の目的

機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とすること。

3 資本金

(1) 機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計

額とするとともに、機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとし、その際政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができるものとする。

- (2) 政府は、土地、建物その他の土地の定着物又は船舶を出資の目的とすることができるものとし、それらの価額は政令で定める評価委員が評価した価額とすること。

4 役員及び職員

- (1) 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするともに、理事3人以内を置くことができるものとする。

(2) 役員の任期

- ① 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとすること。

- ② 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

- ③ 監事の任期は、2年とすること。

- (3) 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とすること。

- (4) 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

5 業務の範囲

機構は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- (1) 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。
- (2) (1)の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (3) 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。
- (4) 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。
- (5) 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- (6) 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
- (7) (1)から(6)までの業務に附帯する業務を行うこと。

6 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

7 その他

- (1) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。
- (2) 所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 2 業績評価等を行うに当たっては、独立行政法人海洋研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。
- 3 海洋科学技術の研究開発を行うに当たっては、産学官の連携を一層推進し、成果の有効活用に努めること。
- 4 船舶の効果的かつ効率的な活用を図ることにより、運航日数の増加、観測海域の拡大等、研究機会の提供拡大を含めた研究環境の充実に努めること。
- 5 独立行政法人海洋研究開発機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。特に、現に船舶の運航に係る業務に従事する職員については、その業務の特性にかんがみ、雇用の維持について特段の配慮をすること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第118号）（先議）

【要旨】

本法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、映画の著作物の著作権の存続期間を延長するとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作物等の公正な利用を図るため、教科用拡大図書の作成、遠隔授業等をより円滑に行えるようにするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 映画の著作物の著作権の存続期間を公表後50年から公表後70年に延長すること。
- 2 教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができることとする。
- 3 学校その他の教育機関において授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、公表された著作物を複製することができることとする。
- 4 教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して公表された著作物を提供又は提示して利用等する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して当該著作物を公衆送信することができることとする。
- 5 入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として公表された著作物を公衆送信することができることとする。

- 6 著作権等を侵害した者が譲渡した物の数量等に基づき損害額を算定できることとすること。
- 7 被告が侵害の行為に係る物について否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととすること。
- 8 その他関係規定の整備を行うこと。
- 9 この法律は、平成16年1月1日から施行すること。
- 10 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

【附帯決議】

政府は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展等に対応し、著作権の保護と著作物の利用の円滑化を図るため、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 教育機関における複製等に係る権利制限の拡大に当たっては、著作権者の利益を不当に害することのないよう、著作権教育の一層の充実を図ること。
- 2 障害者が著作物等を享受する機会が十分に確保されるよう、制度の見直しを含め積極的に取り組むとともに、学校教育において、障害の状態等に応じた適切な教科書及び教材を利用できるよう、必要な諸条件の整備・充実に努めること。
- 3 著作物等の利用に関する技術が急速に発展していることを踏まえ、著作権等の保護の実効性を確保するため、損害賠償制度の見直し等、司法救済制度の改善・充実について引き続き検討を進めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（11件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
※39	義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案	衆	15. 2. 10	15. 3. 19	15. 3. 27 可決 附帯	15. 3. 28 可決	15. 3. 7 文部科学	15. 3. 14 可決 附帯	15. 3. 18 可決
			○15. 3. 19 参本会議趣旨説明 ○15. 3. 7 衆本会議趣旨説明						
※40	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	2. 10	3. 28	4. 15 可決	4. 16 可決	3. 14 文部科学	3. 19 可決	3. 20 可決
56	国立大学法人法案	衆	2. 28	5. 23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5. 16 可決 附帯	5. 22 可決
			○15. 5. 23 参本会議趣旨説明 ○15. 4. 3 衆本会議趣旨説明						
57	独立行政法人国立高等専門学校機構法案	衆	2. 28	5. 23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5. 16 可決 附帯	5. 22 可決
			○15. 5. 23 参本会議趣旨説明 ○15. 4. 3 衆本会議趣旨説明						
58	独立行政法人大学評価・学位授与機構法案	衆	2. 28	5. 23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5. 16 可決 附帯	5. 22 可決
			○15. 5. 23 参本会議趣旨説明 ○15. 4. 3 衆本会議趣旨説明						
59	独立行政法人国立大学財務・経営センター法案	衆	2. 28	5. 23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5. 16 可決 附帯	5. 22 可決
			○15. 5. 23 参本会議趣旨説明 ○15. 4. 3 衆本会議趣旨説明						
60	独立行政法人メディア教育開発センター法案	衆	2. 28	5. 23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5. 16 可決 附帯	5. 22 可決
			○15. 5. 23 参本会議趣旨説明 ○15. 4. 3 衆本会議趣旨説明						
61	国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	2. 28	5. 23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5. 16 可決 附帯	5. 22 可決
			○15. 5. 23 参本会議趣旨説明 ○15. 4. 3 衆本会議趣旨説明						
93	独立行政法人日本学生支援機構法案	参	3. 11	4. 16	5. 15 可決 附帯	5. 16 可決	5. 27 文部科学	6. 6 可決 附帯	6. 10 可決
94	独立行政法人海洋研究開発機構法案	参	3. 11	4. 16	5. 15 可決 附帯	5. 16 可決	5. 27 文部科学	6. 6 可決 附帯	6. 10 可決
118	著作権法の一部を改正する法律案	参	5. 13	5. 19	5. 22 可決 附帯	5. 23 可決	6. 5 文部科学	6. 11 可決 附帯	6. 12 可決

(注) 附帯 附帯決議